

2025 年 8 月 9 日

東京労働局長 増田 嗣郎 様

東京地方最低賃金審議会・改定決定の意見への異議

(組合・団体名) 目黒地区労働組合協議会

(代表者名) 議長 井上 晴雄

(住所・Tel) 東京都目黒区鷹番 3-1-1 石田ビル 302

Tel/Fax : 03-3719-8813

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が、東京労働局長に対して行った、今年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を、63 円引き上げ 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので、異議を申し立てます。

—記—

2025 年に、労働組合が行った生計費試算調査によれば、25 歳単身者・月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,900 円、世田谷区で 1,977 円が必要であるという結果が出されています。目黒区でもほぼ同様の状況だと、私たちは実感しています。特に米価をはじめとする食料品などの物価高騰、急激な住居費の上昇により、実質賃金はほとんど増えていません。政府の掲げる「2020 年代に最低賃金 1,500 円」の目標では、とても私たちの生活維持には間に合いません。

現行答申の 1,226 円では、とてもまともな生活を営むことはできません。日本の最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、特に若者の生活を圧迫し、ケア労働者の仕事への定着をも妨げていることを直視して下さい。

以上のことから、物価高騰を上回る大幅引き上げへと、ただちに改定額の再諮問を行うことを強く要請します。

以上